

たかあき  
**かつまた 孝明** です！



昭和51年4月7日生まれ（36歳）  
出身 沼津市  
住所 沼津市花園町  
家族 父親（沼津市出身）  
母親（伊豆市出身：修善寺）  
妻・長男・長女・次男

**経 歴**

〔学歴〕

しょうえい幼稚園  
沼津市立門池小・門池中 卒業  
静岡県立沼津東高校 卒業  
学習院大学経済学部 卒業  
慶應義塾大学大学院経営管理研究科 卒業  
（経営学修士：MBA取得）

〔職歴〕

平成12年4月 スルガ銀行株式会社入社  
財団法人企業経営研究所 研究員  
（地域経済産業分析）  
経営企画部 人事担当マネージャー  
平成22年12月 スルガ銀行株式会社退職  
平成23年1月 自民党衆議院静岡県第6選挙区支部 支部長

— お知らせ —



<http://ameblo.jp/t-katsumata>

ブログはじめました！！元気に毎日更新中！

**いま、自民党が熱い！自民党員を大募集中！！**

自民党に入党して、党員として自民党そしてかつまた孝明を支えてください！

**入党資格**

- ・ わが党の綱領、主義、政策等に賛同される方
- ・ 満18歳以上で日本国籍を有する方
- ・ 他の政党の党籍を持たない方

**党費**：一般党員 年額4,000円、家族党員 年額2,000円

**申し込み方法**

- ・ 自民党衆議院静岡県第6選挙区支部までご連絡ください。電話、eメール、直接お越し  
いただいても結構です。



通  
信

— 第 1 6 号 —

自民党衆議院静岡県第6選挙区支部  
410-0048 沼津市新宿町 16-5 まるやビル 1-B  
電話：055 (922) 5526 FAX：055 (922) 5527  
ブログ：<http://ameblo.jp/t-katsumata>  
公式サイト：<http://www.t-katsumata.com>  
eメール：[jimin@t-katsumata.com](mailto:jimin@t-katsumata.com)

静岡6区【沼津・伊東・熱海・下田・伊豆・伊豆の  
国（旧韭山・大仁）・賀茂郡・駿東郡（長泉・清水）】

ボランティア大募集（6区支部まで連絡下さい）  
まるかつ通信の企画・配布・街頭演説サポート・ポ  
スター貼りなどなど、楽しい仲間と共に！

自民党 衆議院 静岡県第6選挙区支部支部長

たかあき

かつまた 孝明氏

の「自民党の基本政策」

～自民党ならこうする！生活保護編～



伊豆半島街頭キャラバンを行ないました！

## 増大する「生活保護費」自民党ならこうする！！

### ・「手当より仕事」を基本とした生活保護の見直し

民主党政権下で、生活保護費は 25%以上膨らんでおり、生活保護制度に対する国民の不公平感・不信感が高まっています。そもそも民主党の社会保障の考え方は、国民を自立させるのではなく、「公助」を前面に出して「誰でも助ける」というものです。その顕著な例が、政府が出した生活保護の通達です。平成 21 年 12 月、政府は、生活保護の申請があった場合「速やかな保護決定」をするように地方自治体に通知しました。これが引き金となって、生活保護世帯が増加し、生活保護費は、既に 3.7 兆円に急増。この 3 年間で 8,000 億円も膨らんでいます。

**自民党は、自助・自立を基本に生活保護を見直し、  
制度の信頼を取り戻します。**

自民党の社会保障政策は、まず自助・自立が基本です。個々人が国に支えてもらうのではなく、額に汗して働く人が報われる社会を目指しています。生活保護政策についても、自助・自立を基本に共助・公助を付加するという視点から、生活保護の見直しを実現します。そして、生活保護を最後の安全網として真に必要な人に行きわたる制度として機能させ、国民の信頼を取り戻します。

### 「生活保護制度」見直しの具体策

#### 1. 生活保護給付水準の 10%引き下げ

東京都の生活保護費は、標準 3 人世帯で約 24 万円（月額）となっています。他方、最低賃金で働いた場合の月収は約 13 万円ほどであり※、国民年金は満額で 65,541 円というのが実情です。こうした勤労者の賃金水準や年金とのバランスに配慮して、生活保護給付水準を 10%引き下げます。 ※（試算）東京都の最低賃金 840 円×8 時間×20 日＝134,400 円

## 2. 医療費扶助を大幅に抑制

生活保護費用の約半分は医療費です。生活保護の受給者は窓口での自己負担がないためモラルハザードや過剰診療が起きています。自己負担導入や医療機関の指定、重複診療の厳格なチェック、ジェネリック薬の使用義務化などで医療費扶助を大幅に抑制します。

## 3. 現金給付から現物給付へ

食費や被服費などの生活扶助（食料回数券等）、住宅扶助、教育扶助等の現物給付を推進します。現金給付にするか現物給付にするかの判断の権限を自治体に付与します。

## 4. 働ける層（稼働層）の自立支援、公的機関での採用等の就労支援

働くことが可能な受給者（稼働層）に自立支援プログラムを提供し、就労の指導強化、義務化を進めます。同時に、自立時資金のための「凍結貯蓄」を制度化し、働く意慾を高め、国や自治体等も単純事務作業、清掃等の働く場を生活保護者に提供します。また、生活保護に至る前段階の「自立支援プログラム」を充実させ、個別の状況に応じた支援を行います。

## 5. ケースワーカー業務の改善、調査権限の強化で不正受給を防止

生活保護者を支援するケースワーカーの業務が繁忙化し、不正受給や生活保護の長期化を招いています。ケースワーカーを民間に委託し、ケースワーカーを稼働層支援に集中させることを進めます。また、地方自治体の調査権限の強化などで、不正受給や「貧困ビジネス」を減少させます。

## 6. 中期的な取り組み（就労可能者の区分対応と貧困の連鎖の防止）

中期的な取り組みとして、就労が困難な高齢者・障害者と就労可能者を区分し、就労可能者には就職あっせんを拒否した場合の給付減額の仕組みや、就労可能者は3年程度で給付を打ち切る「有期制」の導入等も検討します。一方、生活保護世帯の子どもの教育や家庭環境等を改善し、貧困の連鎖を防止していきます。